

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「県条例」という。）」に基づき、平成10年3月に消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る埼玉県消費生活基本計画を策定し、消費者施策を推進してきました。この計画は、策定後の社会環境等の変化を受けて、平成13年、16年及び19年の3回の見直しを行い、平成23年度に計画期間が終了しました。

その後、消費者庁の設置や「消費者安全法」の制定などを踏まえた新たな埼玉県消費生活基本計画を、平成24年度を計画期間の始期として策定しましたが、平成28年度をもって計画期間が終了します。

平成24年の新たな埼玉県消費生活基本計画の策定から5年が経過し、その間、「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）」の制定や地域の見守りネットワークづくりなど消費者行政の体制整備を内容とする「消費者安全法」の改正など、消費者行政は大きく変化し、新たな課題が明らかになりました。

そこで、本県では、これまでの社会情勢等の変化や取組の成果も踏まえ、埼玉県の総合的な計画となる「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」や国が策定した「消費者基本計画」との整合性を図りつつ、新たな課題に対応した内容の埼玉県消費生活基本計画を策定するものです。

また、本計画は「消費者教育推進法」第10条第1項に基づく県の「消費者教育推進計画」としても位置付けるものです。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 計画の推進体制と進行管理

この計画を推進するため、庁内の関係課所で構成する埼玉県消費生活対策推進委員会を中心に個別施策の実施やその進行管理を行います。

また、国、他都道府県、県内市町村、消費者団体等との連携を図るとともに、埼玉県消費生活審議会を計画推進に当たっての第三者機関とします。

埼玉県消費生活審議会は、公平中立の立場からこの計画に基づき実施した施策の進捗状況や実績について確認、評価の上、意見を表明します。県はこれを尊重するとともに、広く消費者である県民に対しても施策の進捗状況等を公表し、必要に応じて施策の見直し等を行います。

